

別添8 (管理並びに処分有価証券信託の場合)

社内預金引当信託契約書

委託者 株式会社

受益者 元本受益者 労働基準法第18条第2項に基づく貯蓄金管理に関する協定においてこの信託契約で貯蓄金が保全されることがとされている社内預金者

収益受益者 委託者に同じ

受託者 信託銀行株式会社

委託者は、末尾添付の貯蓄金管理に関する協定(以下「管理協定」という)に基づく貯蓄金(以下「社内預金」という)に関し、社内預金者に対して負担する社内預金の元金の払戻債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する保全措置として、一定の事由が生じた場合における信託財産による弁済並びにこのためにする信託財産の管理及び処分を目的として、受託者に有価証券を信託することを約し、受託者及び信託管理人と下記条項により、昭和 年 月 日この社内預金引当信託契約を締結しました。

(信託財産)

第1条 委託者は末尾記載の有価証券を信託し、受託者はこれを引受けました。

2 受託者は、信託財産の評価額を毎月末日及び受託者が必要と認めたときに、受託者の定める方法により算出し、委託者に通知するものとします。

3 委託者は毎年3月31日現在の社内預金元金総額を遅滞なく受託者に通知するものとし、管理協定においてこの信託契約により保全されることがとされている毎年3月31日現在の社内預金元金総額 < 社内預金元金総額の 割相当額 > (以下「要保全額」という)に前項の評価額が不足する場合は委託者は遅滞なく信託財産を追加するものとします。ただし委託者は要保全額を著しく超えて信託財産を追加することはできません。

4 委託者が信託することのできる財産は、受託者が認める有価証券とします。

(信託期間)

第2条 信託期間はこの契約締結の日から 年間とします。ただし、信託期間満了にあたり、委託者及び受益者若しくは受託者から別段の申出がないときは、さらに 年間延長され、爾後これに準ずるものとします。

(信託の公示)

第3条 信託された有価証券については、信託財産の登録又は表示及び記載の手続きを行う

ものとします。ただし、委託者の申出があるときはこれを省略します。

(議決権行使に関する指図)

第4条 信託財産として有する株式に係る議決権の行使については委託者がその指図を行なうものとします。

(信託の元本及び収益)

第5条 信託有価証券、その償還金又は売却代金、増資割当新株式、その他これに準ずるものは元本とします。

2 信託有価証券より生ずる配当金、利息、その他これに準ずるもの及び信託財産たる金銭の運用により生ずる利益は収益とします。

3 元本又は収益のいずれに属するか不明瞭なものは、受託者の認定にしたがうものとします。

(受益者)

第6条 元本受益者は管理協定においてこの信託契約で社内預金が保全されることとされている社内預金者とし、収益受益者は委託者とします。

(信託管理人)

第7条 信託管理人は としてします。

2 信託管理人に変更があつた場合は、新・旧両信託管理人及び委託者が署名押印した書面で受託者に通知するものとします。通知が遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

(収益の支払方法)

第8条 信託有価証券から生ずる収益は收受したつど、金銭の運用により生ずる収益は各計算期日の翌営業日以降、(信託財産から生ずる収益は各計算期日の翌営業日以降)収益受益者に交付します。

(注) 信託有価証券から生ずる収益をそのつど受益者に支払わない場合には括弧内の文言とする。

(償還金等の処理)

第9条 信託有価証券の償還金又は売却代金、残余財産分配金は、委託者の指図により、受託者の認める同種又は他の有価証券の買入に充てるものとします。

(信託財産に属する金銭の運用)

第10条 信託財産に属する金銭は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、又は単独に貸付金、手形割引、公債、社債、コールローン又は預金に運用するこ

とができます。ただしその一部を株式に投資することもあります。

(増資新株式等の引受申込)

第11条 信託財産たる株式に割当てられた増資新株式又は他社株式については、委託者が受託者の請求により株式の引受又は応募に要する証拠金、払込金その他の費用を受託者の指定する期日までに受託者に提供した場合に限り、受託者はその引受又は応募の申し込みをするものとし、もし期日までに提供のない場合は、失権その他の損害が生じましても受託者は何らその責任を負いません。

2 前項の規定により取得した増資新株式等はこの契約による信託財産に追加するものとし、

(信託有価証券の異動の記載)

第12条 償還、売却、買入、追加、増資新株式等引受その他の事由によつて信託有価証券に異動が生じたときは、受託者は信託証書にその旨を記載のうえ、証印をします。

(租税・事務費用)

第13条 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は委託者に請求します。ただし、信託財産の中から支払うことがあります。

2 信託事務の処理に必要な費用を受託者が立替えたときは、年 %以内の割合を以て利息を申し受けます。立替期間に1年に満たない端数がある場合は1年を365日とする日割計算によることとします。

(信託報酬)

第14条 信託報酬は下記の割合とし、収益取受のつど又は各計算期日及び信託終了又は受託者辞任の日に信託財産の中から申し受けます。ただし、委託者に対し請求することがあります。

(信託報酬は下記の割合とし、委託者は各計算期日の翌営業日及び信託終了又は受託者辞任の日の翌営業日に受託者に対し信託報酬を支払うものとし、ただし受託者はこれを信託財産の中から申し受けることがあります。)

(注) 契約内容によつて括弧内の文言とする。

- (1) 公債及び社債については額面金額に対し 年1,000分の
- (2) 株式については額面金額に対し 年1,000分の
- (3) その他の信託財産については信託価額に対し年1,000分の 以内で受託者の定める割合

2 受託者が第23条の規定に基づき信託有価証券を処分したときは、その処分代金のうちか

ら、処分価額に対し1,000分の 以内で受託者の定める割合により信託報酬を申し受けま  
す。

(収支計算書)

第15条 この信託の計算期は毎年 月 日より 月 日まで及び 月 日より 月 日まで  
とし、受託者は各計算期ごとにこの信託に関する収支計算書を作り、収益受益者に報告  
するものとします。

(元本受益権の行使事由)

第16条 元本受益者は、委託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、元本受益者からの  
社内預金元金の返還請求に応じなかつたときにのみ、元本受益権を行使できるものと  
します。

- (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは、特別清算開始  
の申立てがあつたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 貨金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号  
に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 委託者及び信託管理人は、委託者が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに受  
託者に通知するものとします。

(元本受益権の行使)

第17条 受託者に対する元本受益権の行使は、元本受益者が個別に行うことなく、信託管  
理人が一括してこれを行うものとします。

2 信託管理人は、受託者に対して元本受益権を行使しようとするときは、あらかじめ、委  
託者に対し、次に掲げる事項を元本受益者の個人別に記載し、かつ元本受益者の承認印  
が押印された書面の作成及び交付を請求するものとします。

- (1) 元本受益権行使時における社内預金の元金額
- (2) 元本受益権行使時直前の3月31日現在の社内預金の元金額
- (3) 第1号又は前号のいずれか少ない額(以下「被保全額」という)

3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被保全額を合算  
した額を記載の上、これに署名押印して、信託管理人に交付するものとします。

4 信託管理人は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを受託者に提出し、  
信託財産の交付を請求するものとします。

(委託者の行方不明等)

第18条 委託者の行方不明その他やむを得ない事情により委託者が前条第3項の手続を行うことができないときは、信託管理人は当該事情を明らかにした書面及び前条第2項に掲げる事項が元本受益者の個人別に記載され、かつ、元本受益者の承認印が押印された書面を作成し、署名押印の上これに社内預金通帳、その他社内預金債権を証する書面を添えて受託者に提出し、信託財産の交付を受託者に対して請求するものとします。

2 前項による請求を受けたときは、受託者は信託管理人に対し、必要に応じ、社内預金元帳その他の資料の提出を求めることができるものとします。

(元本受益権の範囲)

第19条 各元本受益者の有する元本受益権は次の各号に掲げる額の合計額とします。

(1) 元本受益権行使時の信託元本額(信託有価証券については第23条第1項による換価処分額。以下この条において同じ。)に被保全額の合計額に対する被保全額の割合を乗じて得た額

$$\text{元本受益権行使時の信託元本額} \times \frac{\text{被保全額}}{\text{被保全額の合計額}}$$

ただし、被保全額に元本受益権行使時直前の3月31日現在における要保全額を当該時における社内預金元金総額で除して得た割合(以下「保全割合」という)を乗じて得た額を超えることはありません。

(2) 元本受益権行使時の信託元本額が前号で得た額の合計額を超える場合、当該超過額に元本受益権行使時における個人別の社内預金元金額に保全割合を乗じて得た額から前号によって得た個人別の額を控除した額(以下「未払元金」という)の合計額に対する個人別の未払元金の割合を乗じて得た額。ただし、未払元金を超えることはありません。

2 元本受益権行使時における信託元本額のうち前項によって得た額を超える部分については委託者を帰属権利者とします。

(信託終了原因)

第20条 この信託契約は次の各号に掲げる事由が発生したときに終了するものとします。

(1) 委託者について第16条第1項各号に掲げる事由が生じたとき。

(2) 管理協定が廃止されたとき、又は管理協定の変更により、要保全額全額について、保全措置がこの信託契約から他の保全方法に変更されたとき。

(3) 信託目的の達成又は信託事務の遂行が著しく困難になつたと受託者が認め、その旨の通知を委託者及び信託管理人に発したとき。

(解約)

第21条 この信託契約は解約できません。ただし、信託財産の評価額が要保全額を超過するに至つたときは当該超過額の範囲内において、委託者は信託管理人の同意を得て一部解約を行い信託財産の交付を請求することができます。この場合、信託管理人は当該信託財産を委託者へ交付することについて異議がない旨を記載した書面を受託者に提出するものとします。

(辞任)

第22条 受託者は、やむを得ない事情が生じたときは、委託者に対する 日前の予告によりその任を辞することができます。

2 受託者辞任の場合、委託者は、新受託者を選任するものとします。ただし、委託者が新受託者を選任しない場合には、受託者は新受託者の選任を裁判所に請求します。

3 受託者辞任のときは、受託者は、信託事務の計算を行い、信託管理人立会いのもとに信託財産を新受託者に交付し、事務の引継ぎを行います。

(信託有価証券の換価処分)

第23条 受託者は信託管理人から第17条第4項又は第18条第1項の規定により信託財産の交付の請求を受けたときは、遅滞なく証券取引所において信託有価証券を換価処分するものとします。ただし、証券取引所における処分が不能又は不相当と認められる場合は受託者の適当と認める方法により換価処分することができます。

2 受託者は前項の規定に基づき信託有価証券を処分した上は、その処分の方法・時期・価額その他一切の事項について責任を負いません。

(信託の最終計算及び信託財産の交付)

第24条 受託者は信託が終了したときは最終計算を行い、信託管理人及び委託者の承認を得た上で次の各号の区分にしたがい、信託財産を当該各号に定める者に交付します。

(1) 第20条第1号に定める事由により信託が終了したとき。

イ 信託財産のうち、第19条第1項によつて得た額の合計額

信託管理人

ロ 信託財産のうち、イを超える部分 委託者

なお、第23条第1項に定める方法により換価処分することができない有価証券は有価証券の形態のまま交付するものとします。

(2) 第20条第2号又は第3号に定める事由により終了したとき。

信託財産の全部 委託者

- 2 前項の規定により受託者が信託管理人又は委託者に信託元本を交付したうちは、受託者は元本受益者及び受託者に対して一切の責任を負いません。
- 3 信託が終了したときは委託者はすみやかに信託証書を受託者に返戻するものとします。
- 4 信託財産の交付日は、信託終了の日の翌営業日とします。ただし、第1項第1号の場合は委託者、受益者及び信託管理人が信託財産受領のために必要な手続をすべて完了した日の翌営業日とします。

(受益権の譲渡・質入)

第25条 この信託の受益権は譲渡又は質入れすることができません。

(受益者の変更)

第26条 委託者は、受益者を変更することができません。

(印鑑届出)

第27条 委託者は、委託者及び信託管理人の印鑑をあらかじめ受託者に届出するものとします。

- 2 受託者は、受領証その他の書類に押印された印影があらかじめ届出の印鑑と相当の注意をもって照合して相違ないものと認め、信託財産の交付その他の処理をしたときは、印章の盗用その他どのような事情があつてもそのために生じた損害については受託者は責任を負いません。

(届出事項)

第28条 次の場合には、委託者又は信託管理人は直ちに受託者に通知の上、所定の手続をとるものとします。手続が遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

(1) 有価証券信託証書若しくは契約書又は届出の印章を喪失したとき。

(2) 委託者及び信託管理人の転居、改印、改氏名、名称・組織・代表者の変更、死亡又は行為能力の変動があつたとき。

(管理協定の変更・届出)

第29条 受託者は管理協定を変更する場合は、事前に受託者へ通知するものとします。変

更の通知が受託者に到達するまでは、受託者に対しては、当該変更は効力を生じないものとし、通知が遅れたために生じた損害については受託者は責任を負いません。

2 前項にかかわらず、受託者が必要と認めた場合には、受託者は委託者に対し、管理協定の提出を求めることができます。

(受益者等の行為)

第30条 この契約に関する元本受益者の行為及び元本受益者を相手方とする委託者又は受託者の行為については信託管理人が行い若しくは信託管理人を相手方として行うものとします。受託者は信託管理人に信託財産を交付した後においては、元本受益者に対して信託財産交付の責任を負いません。

(善管注意義務)

第31条 受託者はこの信託契約の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって信託事務を処理するものとします。ただし、委託者が第1条第3項に定める通知又は信託財産の追加を行わなかったために生じた損害については受託者は責任を負いません。

(通知等)

第32条 この信託契約に関する通知・同意その他相手方に対する意思の表明は、すべて書面により行うものとします。

(信託管理人による振込)

第33条 信託管理人は第24条第1項第1号により信託財産の交付を受けたときは、直ちに元本受益者の受領すべき金銭を元本受益者の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により配分するものとします。

(契約書等の保管)

第34条 この契約書は、正本2通を作成し、信託管理人及び受託者がそれぞれ1通を保管し、委託者は受託者が作成する有価証券信託証書を保管するものとします。

昭和 年 月 日

住 所  
委 託 者 株式会社  
住 所  
受 託 者 信託銀行  
住 所  
信託管理人

信 託 財 産 目 録

